

岩手県告示第2号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市胆沢小山及び同市前沢地内（上野原第一地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和4年11月1日から令和5年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量